



® 平成 29 年 10 月 25 日 (水)

No. 14556 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆社会変革を興すIoT・AIと知的財産 ー第4回ー
人工知能に係る発明の主体と特許法による保護…(1)

社会変革を興すIoT・AIと知的財産 ー第4回ー

人工知能に係る発明の主体と 特許法による保護

東京理科大学専門職大学院 平塚研究室(平成28年度修了) 齋藤 歩記
東京理科大学専門職大学院 平塚研究室フェロー 弁理士 小林 和人
東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻 教授 平塚 三好

1. 序論

近年、ディープラーニング(深層学習)の飛躍的な進歩により、AIは日常生活の様々な場面で応用されている。そして、これまで自然人の領分とされて

きた創作活動をAIが行う事例が増え始め、それに伴う創作物の保護の在り方についても注目が集まっている。

政府は、2015年よりAI創作物の知的財産法上の取り扱いについて本格的に議論を始めた。現在の知的財産法の下では、AIが自律的に創作した創作物は



鈴榮特許総合事務所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)
主 監 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
※弁理士 佐藤 立志(電子・通信・ソフトウェア)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
※弁理士 朝倉 傑(電子・通信)
※弁理士 石川 真一(機械・バイオ)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 飯田 浩司(機械・電気・バイオ・医療機器)
弁理士 辻本 典子(バイオ)

所長代行 ※弁理士 小出 俊貴(商標意匠・不正競争)
□ 弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 鶴岡 健(生命工学)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)
弁理士 中島 千尋(機械・制御)
弁理士 柴田紗知子(物理)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

所長代行 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)
主 監 弁理士 河野 直樹(化学)
理 事 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
△※ 弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁理士)
弁理士 永島 建治(機械)
※ 弁理士 角田さやか(機械)
※ 弁理士 清水千恵子(海外商標)
※ 弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
※ 弁理士 馬淵 繁(電気・通信・情報処理)
弁理士 土田 新(機械・バイオ)
弁理士 堀内 賢一(電子・通信・ソフトウェア)

○ 米国パテントエージェント(合格) ※ 付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ ニューヨーク州弁理士 □ 顧問弁理士

【顧問法律事務所】 弁理士法人 内田・鮫島法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

保護の対象外とされている。しかし、このような創作物は今後数多く発生すると考えられる。そのため、その保護の要否や、問題点に関して、検討委員会による報告書¹がまとめられた。

ところが、当該報告書においては、AIそのものの仕組みは一切考慮されておらず、いわゆるブラックボックスとして扱われている。実際、「人工知能」や「AI」という言葉には明確な定義は存在せず、研究者によって異なる。いわば言葉だけが独り歩きしている状態であり、「AIが発明をする」行為が具体的にはどのような行為なのかについては甚だ不明確である。

そこで本稿においては、AIの本質的な機能と役割、自然人とAIとの関わりといった点に着目し、AIとは一体何なのかについて明らかにしながら、AIが発明する行為によって生み出される発明の保護の在り方について、特許法の観点から議論を行う。

なお、本稿では、「AIに係る発明（創作）」という言葉を用いる。発明に対するAIの寄与の程度は発明により異なるため、その寄与の程度の全てを包括する表現として、この用語を定義するものである。

2. 現行法における運用・取り扱い・学説

2.1 政府等による見解

図1は、AI創作物を巡る現行の知的財産制度の運用について示したものである。この図では、3つの場合に分けて検討している。

(a) 自然人による創作

自然人が創作者（発明者、著作者等）であり、その創作についてはその自然人に権利が発生する。

(b) AIによる創作

AIが自律的に創作を行った場合であり、自然人が創作的寄与とは言えない何らかの寄与（「〇〇を作って」という働きかけをする、AIのインターフェイス上にある「創作」ボタンを押す、等）しか行わない状況を想定している。

この場合、著作物に関しては、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項）に該当しないため、著作権は発生しない。

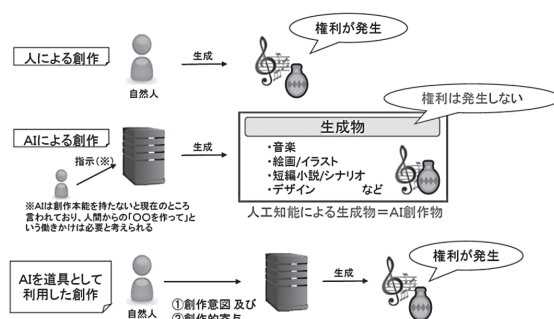
発明についても、自然人は「産業上利用することができ発明をした者」（特許法29条1項柱書）に該当しないため、特許等の対象とならない。

(c) AIを道具として利用した創作

自然人がAIに対して創作的意図及び創作的寄与を与えたときには、自然人が単にAIを道具として利用しているにすぎないことから、(a) 同様その自然人に権利が発生する。

なお、この図は文化庁著作権委員会で最初に提示されたものであり、技術や発明は生成物として考慮されていない。しかし、今回の報告書¹の中では、それらもAI創作物として考慮されている。そのため、本稿における検討に際し、この図に基づいて検討を進めることに差し障りはないと考える。

図1 現行制度上のAI創作物の取り扱い¹



2.2 海外における先行研究

米国において、発明の着想に関し、「『着想』と言うには、発明者は自身が何を発明したのかを正しく認識している必要があり、正しく認識されていない偶然の重複が発生した時点では、発明は存在したことになるものの、認識はされていない。したがって、発明の着想日は、偶然に発明が完成した日ではなく、それを明確に発明であると認識した日である。」と判示した事例がある²。

この判例から、発明の着想には“recognition”と“appreciation”が同時に発生することが必要とされる（Conception requires contemporaneous recognition and appreciation of the invention）ことが示唆される。この2つの単語は、日本語ではどちらも「認識」と訳されるが、前者は「存在」